

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2006-142008

(P2006-142008A)

(43) 公開日 平成18年6月8日(2006.6.8)

(51) Int. Cl.	F I	テーマコード (参考)
A 4 7 G 23/02 (2006.01)	A 4 7 G 23/02	3 B 1 1 5
B 6 5 D 25/20 (2006.01)	B 6 5 D 25/20	3 E 0 6 2
B 6 5 D 81/38 (2006.01)	B 6 5 D 25/20	3 E 0 6 7
B 6 5 D 77/24 (2006.01)	B 6 5 D 25/20	5 B 0 3 5
G 0 9 F 23/08 (2006.01)	B 6 5 D 81/38	R
審査請求 未請求 請求項の数 5 書面 (全 7 頁) 最終頁に続く		

(21) 出願番号 特願2005-315335 (P2005-315335)
 (22) 出願日 平成17年10月3日 (2005.10.3)
 (31) 優先権主張番号 特願2004-331190 (P2004-331190)
 (32) 優先日 平成16年10月19日 (2004.10.19)
 (33) 優先権主張国 日本国 (JP)

(71) 出願人 505331111
 田中 業雄
 東京都日野市高幡1002-1-703
 (72) 発明者 田中 業雄
 東京都日野市高幡1002-1 ベルドミ
 ール高幡703

Fターム(参考) 3B115 AA17 DA17
 3E062 AA10 AB02 AC02 AC05 BA20
 BB06 BB10 DA02 DA08 JA04
 JA08 JB01 JC10 JD04
 3E067 AA23 AB26 BA20A BB02A BC04A
 CA18 EA20 EE01 GA11
 5B035 AA00 BB08

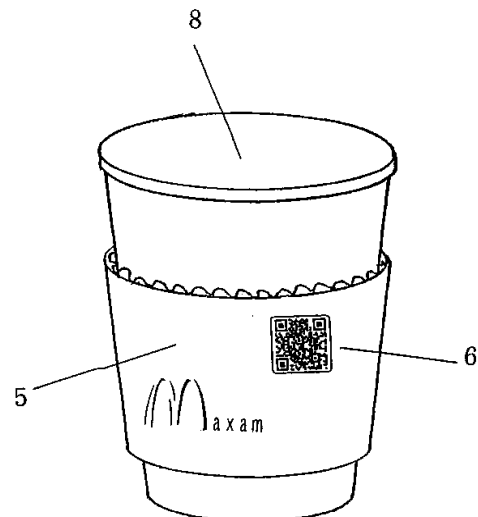
(54) 【発明の名称】 ハンデーカー

(57) 【要約】

【課題】紙カップやクリヤカップで飲み物を楽しむとき、ホットなコーヒーはカップが高温で熱くて持ち難く、アイスな飲み物は露滴が付いて手指や衣服を汚すことが多く、防止の為に断熱カバーを使用しているがカバーをカップに巻き覆うために、カバーの筒状結束に食品用以外の一般接着剤で接着するダンボール工場製品が多いと推定される。食品工場設備が設置されていないダンボール工場でも製造可能な結束方法に、切開部を設け噛合わせで形成する技法を採用する。筒状に形成されたカバーの表面を宣伝媒体に活用して使用するものである。

【解決の手段】平面のカバー表面に二次元バーコードのQRコードを表示し、QRコードに商品画像や各種情報を収録し情報通信端末機で読み取りやコンピュータと送受信して宣伝広告を行うもので、情報通信端末機は携帯電話、PC、デジタルカメラなどの機能を備えたものであることである。QRコード以外に情報取得記号で商品宣伝や各種サービスの提供もできる。

【選択図】 図3



【特許請求の範囲】

【請求項 1】

熱い或は冷たい飲み物を入れる容器を覆い断熱又は吸滴機能をするカバーは、円弧状の所定幅を持つ形体で、

形体の両端部の中の一端部側に底部から上方へ体形の中央部分まで、形体と平行に端から所定幅を持ち形成した切開口先端を切削し拡げた第 1 切開部と、他端部側に上部から下部中央まで第 1 切開部と同じ規格で、一定な間隔で形成した複数個の第 2 切開部を具備したもので、形体は内面を吸水性のある凹凸面、エンボス面又は平坦面で、表面は平面紙で形成された中から一つを用い、

実施に第 1 切開部を第 2 切開部に噛み合わせるもので、使用する容器の大きさに合わせ第 2 切開部の中から適合を選択し、筒状に構成することを特徴とするハンデーカバー。 10

【請求項 2】

請求項 1 の表面紙に情報通信端末機で読める二次元バーコードで、宣伝媒体として各種情報を収録して表示される QR コードであることを特徴とするハンデーカバー。

【請求項 3】

表面紙に情報通信端末機に入力ができる情報取得記号で、商品宣伝や各種サービスを提供する番号、記号又はその組合されたものが標記されていることを特徴とするハンデーカバー。

【請求項 4】

情報通信端末機は、携帯電話、PC、デジタルカメラなどのコンピュータ機能を遂行する、又はコンピュータと連結してデータを送受信できる端末機であることを特徴とするハンデーカバー。 20

【請求項 5】

表面紙を宣伝媒体の為に彩色し広告を表示するように構成されていることを特徴とするハンデーカバー。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、熱いコーヒー・紅茶などホット飲料の容器利用に関するものである。

【背景技術】

【0002】

近来喫茶店がアメリカ風のコーヒーストアーとなり、更にチェーン店システムで多数が開設され低価格で提供されている。店舗は近代化され飲料価格は低廉であるので利用者は多数を占め想像以上に来客が多い。然し客を引き寄せるポイントの低料金は何かの工夫と犠牲が要求され、結果はより低廉な容器に向けられ紙カップやプラスチックのアメリカ風容器の採用となっている。

紙カップや樹脂カップは低廉であるが材質が薄く、冬季にホットコーヒーなど高温を嗜好されたり、夏季の冷たい物を求められたばあい材質の薄さから、容器を持つ手に敏感に温度が伝播し、熱い、水滴が付くなど不興を持たれることが多く、コーヒー店の苦悩するところである。 40

【0003】

【特許文献】 A . 特開 2 0 0 0 - 1 6 8 7 6 2 B . 特開 2 0 0 2 - 3 0 4 5 1 8 C . 特開 2 0 0 4 - 1 2 3 1 5 3

A は容器にダンボールの両端を接着剤で接着し筒状に形成した中に、熱いコーヒーを入れる断熱材に用い、B は交通機関のチケットや買い物レシートの金銭などのデータを QR コードで処理し、C は容器に断熱部材のカバーを装着し宣伝媒体にして、直接的な商品画像及び宣伝文を表示するものである。これらの文献は一部が本発明に関連するものである。

【発明の開示】

【発明が解決しようとする課題】

【0004】

従来のものには、次のような欠点があった。

(イ) 紙製容器の高温を断熱する為に樹脂製の受け皿を使用したり又は紙製のハンドルを付けた物が有るが、ハンドルは材質が弱く不安であったり、樹脂製は洗浄が必要で人件費の付加が生ずる。

(ロ) ダンボール又は平面資材を筒状に接着形成しその中に容器を入れ断熱する物が出願の主体となっているが、一般接着剤にはホルマリンが含有されているので食品衛生では使用を認められていないが、ダンボール工場は食料用品製造設備は保有せず又無関心から工業用の接着剤を使用している現状で近來に使用禁止となるものである。

(ハ) 断熱資材のダンボールは凹凸を利用した断熱であるが、接着剤での接着は凹凸が難関となり、多大な接着設備投資が必要となって原料資材以上の工賃の負担が必要となる。紙その他の容器の採用は低価格を主題に決定されたもので、接着の為の負担は望まれない。

10

(ニ) QRコード利用の事務処理文献は本発明の宣伝広告とは趣きを異にし、他の文献にある容器を宣伝媒体とした案は、通常の商品画像と宣伝文の直接表示で本発明のコンピュータ系情報通信利用とは異なるものである。

【課題を解決するための手段】

【0005】

本発明は大量消費の紙や樹脂系カップ容器に使用される、断熱又は吸滴カバーを宣伝媒体としてQRコードや情報取得記号を表示し広告やサービス情報の伝達を行うものである。この目的達成に断熱や吸滴資材を容器に取り付ける必要手段として、接着剤を使用せず

20

に達成する切り込みの噛み合せを採用したものである。容器の側壁に凹凸の有る資材を当て、凹凸と側壁の間に生ずる空隙による空気断熱を利用する断熱材を筒状に形成し、熱い飲料の入った容器と嵌合し飲料の熱が容器を伝導し手に熱を感じさせないよう保護するもので、又、冷たい飲料のときは容器側壁に発生する水滴の吸収を行うものである。

扇状の資材の一端に下から幅中央に到る切り込みを設け、他端に上から中央に同じ規格で複数の間隔をもつ切り込みを設け、容器の大小に適した複数の切り込みの適合の1つを選択して噛み合せ筒状に成形し中に容器を入れて用いる。

【0006】

カバー表面を宣伝媒体として用い、二次元バーコードのQRコードに販売商品の宣伝情報を収録しておき、情報通信端末機で読み取れるように表示したり、情報通信端末機に入力ができる情報取得記号で番号・記号又はその組み合わせられるものに、商品の宣伝や各種なサービス情報を提供するものを標記する。

30

【0007】

QRコード及び取得記号は盛んに活用され利用され、宣伝にも用いられているが表示場所は新聞・雑誌・チラシ等が主で他ではほとんど見ることは無い。これら新聞雑誌等の表示場所にはQRコード及び取得記号以外に何十何百と多数の広告が掲載され、運好く或は偶然に目に止まらぬ限り繁多であって着目されることは少ないものである。

【0008】

本発明が宣伝媒体とする紙容器及び樹脂容器は、新聞・雑誌等とは掲載原則が特異的に異なる特質を持たせるもので、通常の媒体は多数の広告を掲載することが通常であるが、本媒体の広告は独占単一であることである。広告主一社のみでの宣伝スペースにQRコードが表示されていれば、確実に着目されこれは何か？の興味をもつものである。

40

QRコードの採用は近年の携帯電話の電子技術進歩により、携帯電話は万人の所持する物となり携帯電話が情報通信端末機でコンピュータと連結され、デジタルカメラ機能を持ち携帯電話のカメラでQRコードは簡単に読み取れるものとなり、確実に広告は有効に目的を達することとなる。

【発明を実施するための最良の形態】

【0009】

次に、本発明の実施の形態について、図面を参照しながら説明する。

50

【実施例】

【0010】

図1は、本発明のカバー展開平面図である。

連続する同一深度の波形状の凹凸部4と平面部5が重合して構成された紙資材で、通称片面ダンボールといわれる扇状資材の断熱材1である。又用途により平坦面紙材を資材として同規格で用いる。本カバーは扇型の形体1の所定幅をもつた形容で、形体の両端の中の一つに形体の中央まで形体1と平行に所定幅を持って成形した第1切開部2と、他端部側に上部から下部中央まで第1切開部と同じ規格で、一定な間隔で成形した複数個の第2切開部3 a 3 b 3 cを具備する。両切開口2・3 a 3 b 3 cの先端は噛み合わせ易くするために切削9し拡げる。3 a b cの切削を示す符号は狭小繁雑を避け未記載とする。

10

【0011】

複数個の第2切開部3 a b cの具備は1枚の資材で多サイズの容器に対応が可能で、経済的にカバー製造費用の中で最も多額の工賃を要する貼着工賃の免除は、膨大な消費数量に換算すればこれもまた膨大な利得である。

【0012】

図2は、カバー成形斜視図である。

本図は片面ダンボールを資材としたもので、凹凸部4と平面部5を重ね貼り合わせた断熱材1で、凹凸を内側にし形体の両端の一つの第1切開部2と他端に同じ規格で一定な間隔で形成した複数個の第2切開部3 a b cを具備したもので、実施は第1切開部2を第2切開部3 a b cの中から、使用する容器8の大きさに適合する切開を選択し噛み合わせ筒状に構成する。

20

カバーは容器周壁を覆うもので、資材を環状に結束して始めて筒形カバーに完成するもので、結束に接着剤以外には縫合又はホッチキス止めがあるが採算的見地から切り込み結合となるものである。切り込みを活用し一定な間隔で形成した複数個の第2切開部を設け、複数の切開の中から容器の大きさに適合するものを選択し、1枚の資材で多サイズの容器に使用できる便利なカバーである。

【0013】

図3は、QRコード表示カバー実施斜視図である。

片面ダンボール資材1の凹凸部4を内側に構成し表面5の平面に二次元バーコードを、宣伝媒体として各種情報を収録したQRコードを表示したものである。

30

【0014】

図4は、情報取得記号表示平坦面カバー実施斜視図である。

容器が紙質以外に樹脂製のクリヤカップやペットカップの使用が増加し、夏季においてはカップ8壁面に露滴の付着があり対策が必要となって来た。これの対策に資材で吸水性を発揮する和紙的肉厚の平坦面紙材5を用いて形成されたカバー1の表面に、宣伝媒体として番号・記号又はそれらが組合わされた情報取得記号7を表示し、商品宣伝や各種サービスを行うものである。情報取得記号7の標記は吸水性平坦紙に限定されるものではなく、断熱用カバー1にも使用されるものである。

【0015】

本発明は以上のような資材と構造で、断熱及び吸滴材として容器8のサイズに適合する第1切開部2と第2切開部3 a b cを噛み合わせ、成形された筒状の中に容器8を嵌合して、高温の熱又はアイス飲料の水滴から手や衣服を保護し併せて容器8の側壁強度補強を行い容器8保持の安定に寄与する。

40

【0016】

カバー1表面を宣伝媒体に用い表示されたQRコード6及び情報取得記号7は、コンピュータと連結してデータを送受信できる情報通信端末機の、携帯電話・PC・デジタルカメラなどにより情報を伝達する。

【発明の効果】

【0017】

本発明による効果は、本来1回限りの使用で廃棄される紙資源を再利用する活用事業であ

50

って、膨大な数量の使用が有るカップ容器に最新手法のコンピュータ利用の宣伝広告を行い、更に宣伝媒体の実施面を単独の広告主に全面提供のIT広告手法は絶大な効果が期待できるものである。

又、宣伝媒体の容器提供者であるコーヒー店も亦、営業稼業後廃棄する容器が再活用され媒体使用料を取り決めれば、大きな利得が生まれコーヒー店経営に有利となるものである。

【図面の簡単な説明】

【0018】

【図1】 カバー展開平面図。

【図2】 カバー形成斜視図。

【図3】 QRコード表示カバー実施斜視図。

【図4】 情報取得記号表示平坦平面紙カバー実施斜視図。

【符号の説明】

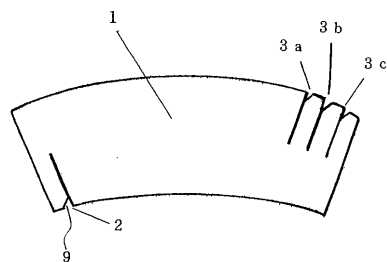
【0019】

- | | | | |
|-----|----------|---|--------|
| 1 | ハンデーカバー | 5 | 表面部 |
| 2 | 第1切開部 | 6 | QRコード |
| 3 a | 第2切開部 | 7 | 情報取得記号 |
| 3 b | 同 | 8 | 容器 |
| 3 c | 同 | 9 | 開口切削部 |
| 4 | ダンボール凹凸部 | | |

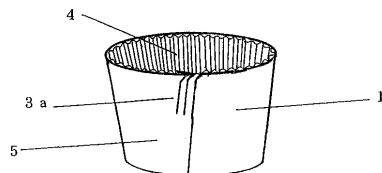
10

20

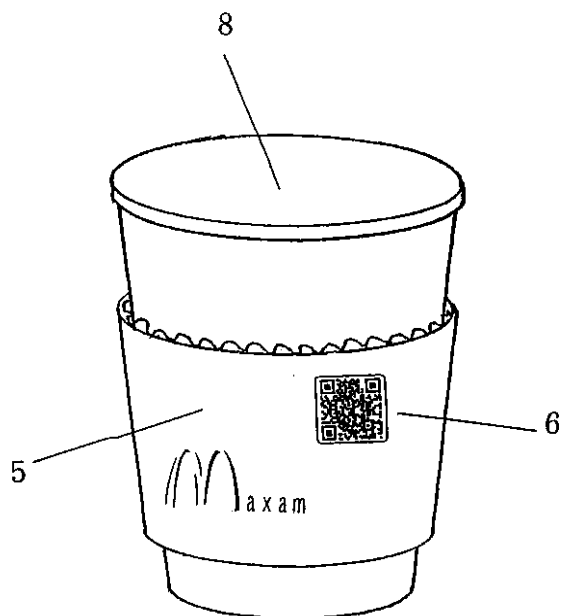
【図1】



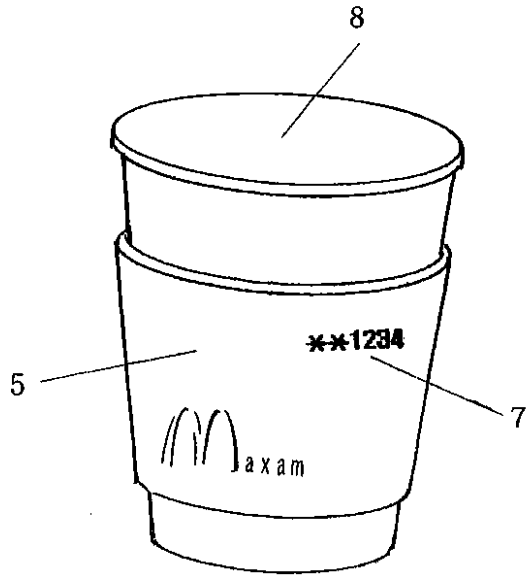
【図2】



【図3】



【 図 4 】



フロントページの続き

(51) Int.Cl.		F I		テーマコード(参考)
G 0 6 K 19/06	(2006.01)	B 6 5 D	77/24	
G 0 6 K 19/00	(2006.01)	G 0 9 F	23/08	
		G 0 6 K	19/00	E
		G 0 6 K	19/00	Q